

瑞穂市まちづくり基本条例（案）に関する パブリックコメント実施結果

1. 実施状況

- (1) 募集期間 平成23年6月6日（月）～7月8日（金）まで
(2) 意見提出状況 1名（3件）（備付けの箱）
(3) 意見の内訳 ①条例名について
②前文について
③第1章第2条（定義）について

2. 寄せられたご意見

① 「条例名」について	
現在（案）	瑞穂市まちづくり基本条例
ご意見	<p>拝見させていただき、とても感銘を受けています。大変恐縮ですが市民として、このまちの思いをお伝えします。</p> <p>「市民との協働のまちづくり」の推進を目的に掲げてあり、また定義では、あえて「参画」を定義されています。</p> <p>条例の内容をよくわかるようにするため、また他市とも区別したいので条例の題名を「瑞穂市協働のまちづくり条例」とか「瑞穂市市民参画のまちづくり条例」は、どのようにお考えでしょうか。</p>
委員会での審議結果	<p>市民の皆さんとともに市民参画・協働のまちづくりを推進していくにあたり、最終目標を高く掲げ、今後、さらに高い内容への改定並びに「参画・協働に関する条例」等の制定を目指す場合に、「参画」、「協働」という言葉が重なることが考えられることから、簡潔な名称である現在案とします。</p>

② 「前文」について

現在
(案)

わたしたちのまち瑞穂市は、西に揖斐川、東に長良川を有し、大小の河川が南北に流れる、豊かな水と緑の美しいまちとして誕生しました。この地は輪中地帯で、過去に幾度となく水害に見舞われました。しかし、先人のたゆまぬ努力により、肥沃で、豊かな農地を生み、住みよいまちとして発展を遂げてきました。古くは、中山道の宿場町として栄え、その面影を訪ねることができます。

今では、鉄道がまちの中央を走り、当市から名古屋市まで30分足らずの交通至便なまちです。また、国道21号が東西に、南北には主要地方道北方多度線が縦貫する岐阜県西部の交通要衝の地です。わたしたち瑞穂市民は、文化やスポーツに親しみ、互いを思いやり、健康で明るく、自由に住みよいまちづくりを進めています。

瑞穂市民一人ひとりが、まちづくりの主役です。わたしたちは、基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくなるまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

「意見

前文は、とても重要になると考えます。まず「市民憲章」がどれだけ取り入れられているかを確認させていただきましたが、重要な語句がほとんど含まれていましたので、すばらしいと思います。

ところで、「輪中地帯で、・・・」とありますが、確かによくよく考えると輪中地帯の端に位置すると思いますが、輪中地帯への「イメージ」はどうでしょうか。

小学校で習う輪中の生活では、堀田、水屋など岐阜県南部のことで、水害、洪水、大きな被害、水との戦いを思い出すような特異な地域として暗いイメージにもつながります。

どうしても輪中地帯として位置付けるのか。例えば「輪中地帯」を「広大な濃尾平野北西部に位置し、」として考えてもいいのではありませんか。

次に「誰もが住みたくなるまちを目指し、」ですが、あくまでも主役は我々市民であるから第3者的表現(市外の人が住みたくなるのでなく)でなく、市民が「ここに住んでよかった」と言えるように、あくまでも市民が中心になるように考えるべきではありませんか。

考え方として、「市民がこのまちを評価する＝市民がよいまちと実感できるまち」とすべきではないかと考えます。

市民参画の最終出口(理想)は、「自分たちのまちの課題は、自分たちで意見を出し合い解決にむけて行動する姿が理想である。」と私は思います。

前文には、もう少し厚みが欲しいと思いますので、入れてもらいたい言葉は次のものです。

「互いを思いやり」を「地域との絆を大切に、お互いを思いやり」

「自由に住みよい」を「多様な価値を認め、自由に住みよい」

「市民参画による協働のまちづくりを進めるため」を「1人ひとりの瑞穂市への思いが、生かされ、感じとれる。私たちのまちを、私たちみんなでまちづくりを築くため」

●「**輪中地帯**」については、**現在案どおりとします。**

過去には幾度となく水害に見舞われ、先人達が苦勞してきたことは事実であり、そのたゆまぬ努力があつてこそ、現在のまちになったことを印象付けています。さらに、その努力を忘れず、意思を受け継いでいくためにも、昔から言われ続けてきた「輪中地帯」という現在案の表現とします。

●「**誰もが住みたくなるまち**」については、**現在案どおりとします。**

「誰もが」という言葉は、大きな意味で、既に住んでいるかたは、「このまま住み続けたい」、さらに、市外のかたも「瑞穂市に住みたい」という気持ちを持てるようにという意味合いが込められていることから、「誰もが住みたくなるまち」という現在案の表現とします。

●「**地域との絆を大切に、**」については、**追加修正します。**

ご意見にある「自分たちのまちの課題は、自分たちで意見を出し合い解決に向けて行動する姿が理想である。」という思いは、前文にふさわしい考え方だと思います。今回の東日本大震災でも、地域の繋がり、コミュニティの大切さを改めて痛感したところです。

ご意見の趣旨を踏まえて、「地域との絆を大切に、お互いを思いやり、」に追加修正します。

●「**多様な価値を認め、**」については、**追加修正します。**

現代を背景にすれば、まさに価値観の多様化が著しく、お互いを認め、尊重することの大切さが必要な時代であると考えます。

ご意見の趣旨を踏まえて、「多様な価値を認め、自由で住みよい」に追加修正します。

●「**1人ひとりの瑞穂市への思いが、生かされ、感じとれる。私たちのまちは、私たちみんなでまちづくりを築くため**」については、**現在案どおりとします。**

前文は、まさに心をどう表わすかということになり、いただいたご意見からも、瑞穂市のまちづくりへの思いが強く伝わってまいりますが、現在の条文中には、「瑞穂市民一人ひとりが、まちづくりの主演です。」と謳ってあるため、「1人ひとり」が重なり冒頭の「1人ひとり」が薄れてしまうことから現在案の表現とします。

③ 第2条（定義）について

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- （1）まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、地域等をより良いものとするための市民、市議会及び市の執行機関の取り組みをいいます。
- （2）市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- （3）市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- （4）参画 市民は、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任をもって主体的に参加し、かつ、行動することをいいます。
- （5）協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民相互並びに市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むことをいいます。

現在
（案）

第2条の定義で、市民ですが「市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他団体をいいます。」とありますが、市民の範囲を広げて定義している理由には、瑞穂市に関わる幅広い人々が、力を合わせていく必要からでしょうが、

第5条第4項では、「市民は、自治組織に加入・協力しながら活動に努める。」

第6条第3項では、「市議会は、市民の信託を受けた市民の代表」とあります。

また、第20条には、「広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。」とありますが、この場合における市民の定義の整合性は十分とれているのでしょうか。

瑞穂市には、住所を有しない居住の方、留学生、外国人の方が多くあります。選挙権がある方・ない方、住民投票ができる方・できない方があると考えます。

私の意見は、市民の定義を「住所を有する者」とする。

または、市民は「住所を有する人」として、市民等で「市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他団体」とするものです。

この場合、紛らわしくなりますが、区別したほうがはっきりしてよいのではないかと考えます。

市民の意見とはさまざまであり、必ずしもそうすべきことでもありませんので、身勝手な意見で申し訳ありません。よろしく申し上げます。

意見

この条例は、市民主体のまちづくりを進めるためのルールであり、人だけでなく、企業、団体、NPOなどの大きなものを想定して「市民」という概念にしています。そこには、主体として生きている市民が含まれており、自治法で定められた住民投票の対象となっています。

住民投票の資格等の内容についてはその都度、条例を別に定めることとし、その際「市民」の定義がなされてくることから現在案とします。

委員会での
審議結果

